

広島県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成三十一年二月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
<p>県道吉田邑南線</p>	<p>安芸高田市美土里町本郷字友兼六九四番一地先から 安芸高田市美土里町本郷字城ヶ谷一一五〇番一地先まで 安芸高田市美土里町本郷字中須賀六六二九番九地先から 安芸高田市美土里町本郷字中須賀六五九〇番八地先まで 安芸高田市美土里町本郷字中須賀六五八四番一地先から 安芸高田市美土里町本郷字岩崎六四四二番二地先まで</p>	<p>平成三十一年二月二日</p>